

環境影響評価専門部会運営要綱

平成11年10月7日 制定
平成12年3月24日 一部改正
平成21年7月8日 一部改正
平成25年6月26日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県都市計画審議会条例(昭和44年岐阜県条例第19号)第8条の規定に基づき、環境影響評価専門部会(以下「専門部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 専門部会は、以下に掲げる事項を調査審議する。

- 一 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第7章第1節、並びに岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)第46条に基づき行われる都市計画に関する環境影響評価のうち以下の事項
 - イ 方法書の原案作成及び意見の概要の原案作成
 - ロ 準備書の原案作成並びに意見の概要及び当該意見についての見解の原案作成
 - ハ 評価書の原案作成
- 二 都市計画の決定又は土地区画整理事業その他都市計画事業の実施による環境影響に関する課題で、特に知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門部会は、委員及び専門委員10人以内で組織する。

- 2 委員は審議会委員のうちから審議会会長が指名し、専門委員は知事が任命する。
- 3 専門委員の任期は2年とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は委員のうちから審議会会長が指名し、副部会長は委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 専門部会の会議は、部会長が召集する。

- 2 専門部会の会議は、委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第6条 都市計画の案に係る環境影響評価その他の事項に関する専門部会の調査審議が終了したときは、部会長がその結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、部会長の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を調査審議する場合
- 二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を調査審議する場合
- 三 貴重な生物の生息場所その他公開することが環境の保全に支障を及ぼすおそれのある情報を含む案件を調査審議する場合

第8条 部会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 部会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第9条 専門部会の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員、専門委員2人がこれに署名するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成11年10月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月26日から施行し、平成24年12月19日から適用する。